

インタビュー●

沖縄から本土へ

——自治という視点から

翁長雄志・沖縄県知事

聞き手●荒金廣明・自治研中央推進委員会委員長

オール沖縄で、沖縄県民の代表として、辺野古新基地建設反対の先頭に立ち、日米両政府に対峙し続けている沖縄県知事。地方自治や民主主義の視点からみた沖縄の置かれた現状とは。そして、本土に暮らす人びとに求めるものとは何か。

● 辺野古新基地建設に現れた地方自治の危機

荒金 辺野古訴訟をめぐる最高裁判決は、国の主張を全面的に認める内容だったことはもちろん、国と自治体のあり方を大きく歪めるもので、地方自治という観点からも決して容認できるものではありません。また、ついに国は、辺野古新基地

建設に向けて護岸の埋立工事を強行しました。今回の最高裁判決や国の動きを受け、日本における地方自治の状況が置かれている現状どのようにとらえていらいいますか。

翁長 私は、二〇一四年一月に知事に就任以来、国に対して「辺野古が唯一の解決策である」という固定観念にとらわれず、辺野古新基地建設に反対する多く

の県民の声に耳を傾けていただくことを求めてきました。改めて申し上げるまでもなく、県民の理解が得られない新基地建設を進めることは、民主主義をも否定するものであり、絶対に許されません。

地方自治という憲法で保障された価値観には、自由、平等、人権、そして自己決定権という極めて重要なものが含まれています。沖縄の人はこのことを大変よく理解しているつもりです。地方自治という視点で沖縄のことを理解していただくために、私の知事就任以降の流れをご紹介します。

私は辺野古新基地建設反対を掲げて、県民から知事選ばれました。その後、国との話し合いをもちたいと総理に面会を申し入れましたが、何度、足を運んでも総理はおるか官房長官にすら会えない状況が五ヵ月ほど続きました。戦後の日本の安全保障のほとんどを担ってきた沖縄の県知事が、辺野古新基地建設を見直すという考えをもつただけで、総理が会っ

てもくれないわけです。

その後、二〇一五年四月五日に別用務で沖縄に来た菅官房長官と初めてお会いすることができました。その後、総理や防衛大臣ともお会いして、沖縄の置かれている現状や戦後の流れを説明させてもらいました。しかし、何を申し上げても素通りという感じで、菅官房長官からは、私はちよつとそういう歴史はわかりませんとまで言われました。

その後、七月から八月にかけて、総理、官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄担当大臣の五人が参加する国と沖縄県との集中協議の呼びかけがありました。安保法制や原発再稼働による支持率低下を避けるために利用される懸念はありました。が、それまでいつも意見交換をしてほしいと申し上げておりましたので、応じることにしました。

沖縄県が戦後、自ら土地を提供したことは一度もありません。サンフランシスコ講和条約の日本の独立と引き換えに沖

縄は米軍の施政権下に入り、戦後二十七年間、憲法の保障もなく、ある意味では日本人でもアメリカ人でもない状況下におかれてきました。集中協議でも改めて、こうした沖縄の戦後の流れを、復帰後の基地のあり方を含めて説明するのですが、総理たちから明確な反応はありません。

普天間飛行場を辺野古に移して、沖縄の米軍基地が小さくなるのは、沖縄にとってもいいことではないかという意見があります。しかし、二〇一三年に公表された在日米軍の統合計画により、嘉手納飛行場より南の普天間飛行場などの米軍施設の返還がすべて実現しても、沖縄に在日米軍基地の七四％があるうちのたった〇・七％が減るだけだということもお伝えしました。

また、辺野古新基地建設ができない場合、総理が世界一危険だという普天間飛行場を本当に固定化するのですか、と問いかけていますが、何も返事がありません。集中協議はある意味では決裂ですから、

最後に私から「すぐに工事を再開されるのですか」とお尋ねしました。すると、菅官房長官は「すぐにさせてもらいます」とのことでしたので、私も「わかりました。全力をあげて阻止させていただきます」とお伝えしました。

そして、二〇一五年一月三日、私は辺野古沖の埋立承認を取り消し、代執行訴訟がはじまりました。高裁からは、これは裁判にはなじまない、沖縄県と国が話し合いで解決しなさいという和解勧告が出されました。沖縄県と国との話し合いでいい結論を出せば、アメリカとも交渉できるでしょうし、それしか話が進まないというわけです。また、自治体と国は対等ですから、国は上から目線で物事を進めてはいけません。すぐに国は工事を中止し、沖縄県も訴訟を取り下げて和解をしなさいという和解勧告でした。この和解勧告を出した高裁の裁判長は、沖縄のことをよく理解してくれていると思ひ、和解勧告に応じました。